

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十九号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「の新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等」を「に規定する新幹線鉄道等」に改める。

第八条第一項中「において」を「及び第十条第二号において」に改め、同項第一号ア中「第十一条の六第六項」を「第十一条の六第七項」に改め、同項第二号中「（」の下に「在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第九条の三中「適用する場合を含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に、「とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十一条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第十条第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に改める。

第十一条の二中「あること」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる場合に限る。）」を加える。

第十一条の三を削る。

第十一条の四の見出し並びに同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄

道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額（第十一条の四第四項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「同号ア中「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」を「同項第二号中「運賃等」」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十一条の五第一項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する」に、「及び」を「、第十二条の二第二項第二号及び」に改め、同条第二項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が奈良県の休日を含め、平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第四項中「第十一条の六第四項」を「第十一条の六第五項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「一箇月当たりの運賃等相当額等（第十条第三号に掲げる職員に係るものを除く。）」、第十一条の六第二項第二号に定める額（第十条第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第十一条の六第五項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間」に改め、同項各号を削り、同条を第十一条の四とする。

第十二条の二第一項中「第十一条の六第五項」を「第十一条の六第六項」に改め、同条第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十一条の六第五項」を「条例第十一条の六第六項」に改め、同項第一号中「運賃等相当額等（第十条第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十一条の六第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が十五万円」を「通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同号ア中「係る普通交通機関等」を「係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「運賃等相当額等が五万五千元」を「通勤手当算出基礎額が十五万円」に、「全ての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「運賃等の払戻し」を「運賃等及び特別料金等の払戻し」に改め、同項第二号中「運賃等

相当額等が五万五千元」を「通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同号ア中「イ及びウ」を「イ」に、「五万五千元」を「十五万円」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に、「普通交通機関等」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「払戻金相当額」を「払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同条中第三項を削り、同条第四項中「第十一条の六第五項」を「第十一条の六第六項」に、「前二項」を「前項」に、「当該給与」を「人事委員会」と改めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の三第一項中「第十一条の六第六項」を「第十一条の六第七項」に改め、同項第一号ア中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月奈良県条例第三十六号）第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第十一条の六第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第十条第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この条において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第二号に規定する額（改正前の規則第十条第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車又は自転車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第十一条の六第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第七項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万

円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第十一条の五第一項に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の条例第十一条の六第一項第二号に規定する自動車又は自転車等に係る通勤手当(改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車又は自転車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。)

二 改正前の条例第十一条の六第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車又は自転車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超える場合にあつては、二万円)を減じて得た額